

令和7年度 宮崎市 予防接種予定表

定期予防接種(公費負担)

(注)「●歳に至るまで」は「●歳の誕生日の前日まで」 ・ 「〇〇日以上の間隔」は「〇〇+1日後から」

【問合せ先】
宮崎市健康支援課
TEL 29-5286

接 種 名	回数		対象年齢	標準的な接種年齢	間隔（標準的な間隔）
ロタウイルス	1価	2回	出生6週齢～24週齢の間にある者	1回目の接種は、生後2ヶ月～ 出生14週6日までの期間	4週以上の間隔で2回経口接種
	5価	3回	出生6週齢～32週齢の間にある者		4週以上の間隔で3回経口接種
B型肝炎		3回	生後12か月（1歳）に至るまでの間にある者	生後2～9か月に至るまでの期間	1回目と2回目は27日以上、1回目と3回目は139日以上の間隔で接種
5種混合 ジフテリア・百日せき・ 破傷風・不活化ポリオ・ヒブ (4種混合・ヒブ)	初回接種	3回	生後2～90か月（7歳半）に至るまでの間にある者	1回目の接種は、 生後2～7か月に至るまでの期間	20日以上（標準的には20～56日）の間隔で3回接種
	追加接種	1回		初回接種3回目終了後6～18か月に至るまでの期間	初回接種終了から6か月以上（標準的には6か月～18か月）の間隔を置いて1回接種
小児の肺炎球菌	初回接種	通常 3回	生後2～60か月（5歳）に至るまでの間にある者 ※初回1回目接種が生後7か月以降となった場合、接種の回数や方法が変わります。	生後12か月に至るまでの期間 1回目は、生後2～7か月に至るまでの期間	27日以上の間隔で3回接種 ※3回目接種については、12か月齢未満までに接種
	追加接種	1回		生後12～15か月に至るまでの期間	初回接種3回目終了から60日以上かつ生後12か月に至った後（標準的には生後12～15か月に至るまでの間）に1回接種
2種混合 (ジフテリア・破傷風)		1回	11～13歳に至るまでの間にある者	11歳	
B C G		1回	1歳に至るまでの間にある者	生後5～8か月に至るまでの期間	
M R 麻しん（はしか）・風しん	1期	1回	1～2歳に至るまでの間にある者		
	2期	1回	5～7歳に至るまでの間にある幼稚園等の年長児		
水 痘 (みずぼうそう)	1回目	1回	生後12～36か月（3歳）に至るまでの間にある者	生後12～15か月に至るまでの期間	3か月以上（標準的には6～12か月）の間隔で2回接種
	2回目	1回		1回目接種終了後6～12か月に至るまでの期間	
日本脳炎	1期初回	2回	生後6～90か月（7歳半）に至るまでの間にある者	3歳	6日以上（標準的には6～28日）の間隔で2回接種
	1期追加	1回	生後6～90か月（7歳半）に至るまでの間にある者	4歳	初回接種終了から6か月以上（標準的にはおおむね1年）の間隔を置いて1回接種
	2期	1回	9～13歳に至るまでの間にある者	9歳	
HPV感染症 (子宮頸がん)	※特例は 裏面参照	3回	小学校6年生～高校1年生相当の女子	13歳	2価 : 初回から1か月あけて1回、2回目から5か月あけて1回の計3回接種 4・9価 : 初回から2か月あけて1回、2回目から4か月あけて1回の計3回接種 ※15歳未満で9価の初回接種を受ける場合は、初回から6か月あけて1回の計2回接種

○定期予防接種は、接種日に宮崎市に住民登録がある対象年齢の方が、決められた接種間隔で、宮崎県内の予防接種実施医療機関で受ける場合、無料で接種できます。
○日本脳炎について、積極的な勧奨差し控えにより乳幼児期に規定の回数を受けられなかった平成7年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれの人のうち、20歳未満の方は不足分を公費で接種できるよう特例措置がとられています。

令和7年度 宮崎市 予防接種予定表

任意予防接種(行政措置による接種)

接種名	助成対象年齢		助成額	回数	方法・内容など
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	1 期	1～2歳に至るまでの間にある者	1回につき 3,100円 (差額を自己負担)	1回	1回接種
	2 期	5～7歳に至るまでの間にある者(小学校入学前の1年間で、いわゆる幼稚園等の年長児)		1回	1回接種
3種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	5～7歳に至るまでの間にある者 (小学校入学前の1年間で、いわゆる幼稚園等の年長児)		1回につき 1,700円 (差額を自己負担)	1回	1回接種 5種混合 1期追加接種から6か月以上あける
HPVワクチン (男子・宮崎市民のみ)	小学校6年生～高校1年生相当の男子		全額公費負担	3回	初回から2か月あけて1回、2回目から4か月あけて1回の計3回接種(4価ワクチンのみ接種可能)

○流行性耳下腺炎、3種混合のワクチンの接種費用については、上記助成額分の助成を行っています。窓口で支払う差額の自己負担額は、医療機関によって異なりますので、各医療機関にお問い合わせください。

○任意予防接種で一部助成が受けられるのは、宮崎県内の予防接種実施医療機関のみになります。なお、宮崎市・東諸県郡における予防接種実施医療機関以外の医療機関等(※宮崎県内)で接種を予定している場合は、事前に申請が必要になりますのでご注意ください。(電話による手続きも可能です)

予防接種を受ける前に

○予防接種を受けるときは、親子(母子)健康手帳と住所が確認できる書類を持参してください。

親子(母子)健康手帳を持参しない場合、接種できないことがあります。

○保護者以外の者が被接種者を予防接種に連れて行く場合、予防接種予診票内の「委任状」欄への記入が必要となります。

保護者とは、親権を行う者(父母・養親)及び後見人です。

○宮崎県外で定期予防接種を受けるときは、事前に「予防接種依頼書」の発行が必要です。電話・インターネットで申請してください。費用は全額自己負担になりますが、後から上限の範囲内で償還払いを受けることができます。

県外での予防接種について



予防接種実施医療機関



宮崎市・東諸県郡 予防接種実施医療機関について

○宮崎市・東諸県郡における予防接種実施医療機関については、宮崎市のHPで検索、または右のQRコードからご参照ください。

HPV(子宮頸がん)ワクチンの特例措置について

○HPV(子宮頸がん)について、平成9年4月2日生まれ～平成21年4月1日生まれの女性のうち、令和4年度～令和6年度までに1回でも接種を受けている方は、不足分を公費で接種できるよう特例措置がとられています。(令和8年3月31日まで)

MR(麻しん・風しん)ワクチンの特例措置について

○令和6年度に2歳になった人でMRワクチンの1期を受けていない人、または令和6年度に6歳になった人でMRワクチンの2期を受けていない人は、令和9年3月31日まで公費で接種できるよう特例措置がとられています。

問合わせ先: 宮崎市健康管理部 健康支援課感染症対策室(宮崎市保健所4階) Tel.0985-29-5286
(土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)